

## 岩見沢市栗沢市民センター条例の一部を改正する条例の概要

### 第1 改正の趣旨

岩見沢市栗沢市民センターについては、電気料金や燃料費を始めとする各種物価高の影響が生じているため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引き上げを行う。

### 第2 改正の内容

別表中の使用料について、従来の使用料から200%に引き上げる。

### 第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第51号

岩見沢市栗沢市民センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市栗沢市民センター条例の一部を改正する条例

岩見沢市栗沢市民センター条例（令和2年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第5条、第7条、第19条関係）

室区分	使用料及び時間区分		
	午前	午後	夜間
	午前9時～ 午後1時	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時
会議室1	1,980円	1,980円	1,980円
会議室2	3,000円	3,000円	3,000円
市民活動室1	1,500円	1,500円	1,500円
市民活動室2	1,500円	1,500円	1,500円
市民活動室3	1,680円	1,680円	1,680円
和室1	1,200円	1,200円	1,200円
和室2	1,140円	1,140円	1,140円
調理室	1,980円	1,980円	1,980円
大ホール	6,600円	6,600円	6,600円
全室	20,580円	20,580円	20,580円

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市栗沢市民センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。